

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：香取市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.69%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.13%
全職員	78.79%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.52%
本庁課長相当職	96.85%
本庁課長補佐相当職	94.70%
本庁係長相当職	96.09%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.82%
31～35年	94.37%
26～30年	93.94%
21～25年	91.48%
16～20年	93.01%
11～15年	89.30%
6～10年	88.06%
1～5年	88.28%

【説明】

全体的な男女の給与差異については、次の理由が挙げられる。

- ①扶養手当や住居手当について、世帯主である男性職員による受給が多い。
- ②時間外手当について、男性職員による受給が多く、かつ勤務時間が長い傾向がある。
- ③女性職員の方が育児休業等による賞与算定時除算の影響を受けやすい。(主に若年層職員)
- ④管理職手当について、男性職員による受給が多い。女性比率は18.60%であり、高齢層職員の給与差異が生じていることから、引き続き女性職員の管理職登用が課題となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。